

公益財団法人日本スポーツ協会  
令和2年度第2回理事会（決議の省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号：令和元年度事業報告及び決算について

令和元年度事業については、中期事業方針である「日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018」に基づき、「誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出」、「スポーツ享受の多様化の促進」、「スポーツを核とした連携・協働の促進」を柱とした各種施策について、加盟団体をはじめ関係機関・団体等との連携・協働を図り、各種活動を積極的・効果的に推進した。

さらに、スポーツ庁との連携・協力を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会およびワールドマスターズゲームズ2021関西の成功に向け、各組織委員会と連携を図り、諸準備に協力した。

具体的な事業については、当協会公益目的事業の「＜公1＞国民スポーツ推進事業」、収益事業の「＜収1＞マーケティング事業」及び「＜収2＞出版物等販売事業」、その他の事業の「＜他1＞加盟団体組織体制促進事業」を概ね計画通り実施することができたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月後半から3月にかけて予定していた取組については、中止または延期とした。

なお、平成29年7月に着工した新会館「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」（新宿区霞ヶ丘町）については、当初予定通り令和元年4月30日に竣工した。岸記念体育会館（渋谷区神南）については、新会館への移転に伴い解体工事を行い、令和2年3月31日に滅失した。

組織運営及び財政の確立では、各委員会を中心に事業の企画・立案、課題解決に向けた具体的な目標の設定や事業実施方法等について検討するとともに、事業評価システムを着実に実施し、体系的なPDCAサイクルの定着に努めた。また、国や各補助・助成団体、さらには財界等に対し、当協会が実施するスポーツ推進事業の重要性について理解を得るための働きかけを行い、所期の目標通り活動資金を確保することができた。なお、組織運営及び財政の確立に際しては、コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化に一層注力した。

次に、令和元年度決算については、「貸借対照表」では、「資産の部」の「流動資産」が、48億9千5百82万2千3百51円、「固定資産」が、107億5千6百94万5千7百53円となり、資産合計は、前年度比4億8千9百57万9千1百10円増の156億5千2百76万8千1百4円となった。

「負債の部」では、「流動負債」が16億6千5百88万3千8百80円、「固定負債」が6億6千8百6万4千9百76円となり、負債合計は前年度比10億5千4百43万9千5百52円増の23億3千3百94万8千8百56円となった。

以上により、「正味財産」は前年度比5億6千4百86万4百42円減の133億1千8百81万9千2百48円となった。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経常増減の部」の「経常収益」が前年度比2億2千6百94万4千6百89円増の40億2千1百28万8千1百1円、「経常費用」が前年度比6百15万5千2百85円減の40億7千4百86万5千2百34円となり、「当期経常増減額」は特定資産評価損益等の調整を行った結果、8千6百58万8千1百33円の費用超過となった。

このほか、「経常外増減の部」の経常外収益、経常外費用、法人税等の各種税金及び「指定正味財産増減の部」における増減額を加算した結果、「正味財産期末残高」は前年度比5億6千4百86万4百42円減の133億1千8百81万9千2百48円となった。その他の財務諸表については、資料の通り。

#### 議案第2号：令和2年度事業計画の変更について

新型コロナウイルス感染拡大による社会・経済への影響に対応するため、今国会（第201回通常国会）において成立した国の第1次、第2次補正予算を受け、当協会において、新たに2つの事業を国庫補助事業として実施するため事業計画を変更する。

1つ目の事業は、第1次補正予算での『子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン』として、「アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用した運動遊び促進事業」を実施する。

本事業は、学校の一斉休業が解除された後、地域における子どもの運動・スポーツ活動の受け皿である全国のスポーツ少年団ならびに総合型地域スポーツクラブが、速やかにこれまでの活動を再開することに加えて、より多くの子どもたちが身体を動かし、習慣化させることが重要であることから行うもので、当協会が開発したACPを活用し、運動遊びを促進することによって、運動不足の子どもたちが、スポーツ活動へスムーズな復帰が可能となることを目指して行う。

2つ目としては、第2次補正予算での『スポーツ事業継続支援補助』として、「スポーツ活動継続サポート事業」を実施する。

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の自粛を余儀なくされたスポーツ関係団体や個人事業主が、今後一層の感染対策を行いつつ、活動の再開および継続に向けた積極的取組に必要な経費をサポートするものである。

以上の2つの事業を当協会の令和2年度事業計画に加える。

議案第 3 号：新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援特別委員会の設置等について

第 2 号議案の「スポーツ活動継続サポート事業（国の第 2 次補正予算対応）」を実施するにあたり、事業の内容を協議・調査研究するための特別委員会として、組織図の通り、「新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援特別委員会（以下「特別委員会」という。）」を新たに設置する。

また、特別委員会の構成および運営に関する必要事項を定めた規程として、資料のとおり、「新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援特別委員会規程(案)（以下「特別委員会規程」という。）」を制定することとし、その委員会の構成については、資料のとおり、特別委員会規程第 4 条に基づき、泉当協会副会長兼専務理事を委員長とする計 10 名とする。

さらに、事務局体制として、組織図の通り「新型コロナウイルス対策スポーツ活動支援室(以下「新型コロナ対策支援室」という。）」を新たに設置し、事務局規程を資料の通り改定する。

議案第 4 号：定款の改定について

当協会の評議員会については、定款第 21 条第 1 項において、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種とする旨を定め、その内、臨時評議員会については、同条第 3 項において、「年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。」としている。

従前、臨時評議員会においては、「各事業年度の事業計画及び予算」を審議し決議しているが、去る令和元年 6 月 5 日開催の令和元年度第 2 回理事会および同年 6 月 21 日開催の令和元年度定時評議員会の決議により、「各事業年度の事業計画及び予算の承認」については、臨時評議員会の決議事項から削除し、理事会のみの決議事項とすることに改められた結果、必ずしも毎事業年度開始前に臨時評議員会を開催する必要はなくなっている。

このことから、第 3 項の「臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催する」としている条文について削除し、「臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。」と改定する。

議案第 5 号：日本スポーツ協会研究倫理規程の制定について

現在、多くの大学等研究・教育機関では、あらゆる調査研究成果に取り組む際、事前に研究倫理審査の承認を得ることが必須となっており、この対応がなされていない場合は、外部有識者の協力を得ることが困難な状況にある。

これまで当協会では、必要に応じて、各研究班員の所属大学等研究・教育機関や各種学会にて倫理の承認を得ていたが、近年、コンプライアンス、ガバナンスが重視されるようになった結果、倫理審査に係る期間、あるいは申請先の確定に時間を要し、研究計画を変更せざるを得ない事案が発生している。

また、研究倫理審査を受けていない研究活動による成果は、学術団体のルール等により、学会大会において発表できない場合や、論文投稿を受け付けられないと判断される可能性がある。

このことから、当協会においても、これを契機により高い倫理観を持った研究活動として取組むとともに、成果を広く公表できる仕組みを構築することを目的として、資料のとおり「研究倫理規程」を制定する。

なお、第5条 経費の適切な使用、第7条 研究資料の収集及び管理、第9条 研究成果の適切な公表、第14条 倫理審査に関する部署の設置に記載の別に定める事項については、この後、当協会スポーツ医・科学委員会において協議し定めることとする。

#### 議案第6号：令和3年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について

令和3年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在、当協会の要望額を取りまとめ中であること、また、政府概算要求基準の詳細が未定であり、スポーツ庁と十分調整されていない状況にあることなどから、現段階では要望額を示すに至っていない。

したがって、国庫補助金等については、今後の政府の概算要求基準の動向を見ながら、スポーツ庁と折衝し、要望額を取りまとめることとする。

また、公益財団法人JKAならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、国庫補助金要望額がまとまり次第、それらを勘案して、内容をまとめることとする。

以上のことから、令和3年度国及び公益財団法人JKAならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、伊藤会長に一任とする。

#### 議案第7号：令和2年度定時評議員会の開催について

来る令和2年7月31日開催予定の定時評議員会について、資料次第の通り開催する。

なお、本理事会にて決議があったとみなされた場合は、当協会評議員会規程第2条の招集手続きに入る。

また、今後、定時評議員会開催までに、議案の追加などが生じる可能性があるため、その際の対応については、伊藤会長に一任とする。

#### 議案第8号：次期役員改選について

令和3年度は役員（理事・監事）の改選期となっている。

役員を選任については、「定款」および「評議員及び役員選任規則」に定められており、任期、定数、候補者の推薦、選任方法は、それぞれ資料「2.次期役員選任の概要」に記載のとおりとなっている。また、理事の定数については、①加盟競技団体の互選により推薦する理事が9名以内、②加盟都道府県体協の互選により推薦する理事が9名以内、③学識経験理事が10名以内となっている。

このうち、③学識経験理事については、理事会にて候補者を選定し、評議員会へ推薦することとなっている。さらに、監事についても、定数内の候補者を理事会が評議員会へ推薦することとなっている。

そこで1点目として、理事会から推薦する学識経験理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、当協会の事業・業務を円滑に実施・遂行できる体制を維持しつつ、十分な透明性を確保することが求められることから、そのための対応として、資料「3.」に記載の「次期役員候補者選定委員会」を設置する。

なお、「次期役員候補者選定委員会」の構成については、現在の業務執行理事（副会長1名、常務理事1名）をはじめ、加盟競技団体、加盟都道府県体協及び外部有識者で編成することとし、人選は伊藤会長をはじめとする幹部役員に一任とする。

さらに、選考に対する基本的考え方や公募の必要性の判断など、候補者の具体的な審査・選定に関わる方法等の検討・実施については、透明性・適切性の確保に配慮しながら、前回同様、選定委員会に一任とする。

次に「次期役員改選の手順」については、資料「4.」に記載の通り、11月中旬には、加盟団体に対して、理事候補者の推薦を依頼する。

その後、12月中旬までには、「次期役員候補者選定委員会」において学識経験理事及び監事の候補者の選定を終了する計画とする。

来年1月の第4回理事会では、学識経験理事及び監事について、理事会が推薦する候補者として審議・承認を得る計画とする。

一方、加盟団体からの理事候補者については、1月下旬には候補者の選定を依頼し、3月中旬には候補者を決定する計画とする。なお、選定の依頼先は、競技団体からの

推薦については競技団体評議員連合会、都道府県体育・スポーツ協会からの推薦については、ブロック幹事県または現行理事選出県とする。

令和3年度に入り、6月に開催する定時評議員会において、次期役員の選任を行い、同日に、臨時理事会を開催して、代表理事、業務執行理事、業務執行理事の分掌、委員会構成について決定する計画とする。

以上の「次期役員候補者選定委員会の設置」及び「次期役員改選の手順」により、次期役員の改選を行う。

#### 議案第9号：第15回日本スポーツグランプリ受賞者の決定について

「日本スポーツグランプリ」は、長年にわたりスポーツを実践し、当該スポーツにおいて、中高年齢層の顕著な記録や実績を挙げるなど、国内外で高い評価を得た方を顕彰し、我が国における生涯スポーツ振興の更なる醸成に資することを目的として実施している。

令和元年12月に当協会加盟団体へ推薦依頼を行い、令和2年3月上旬までに推薦された21名を栄典・顕彰委員会にて協議し、受賞候補者を選考した。

結果、資料記載の8名（男性：4名、女性：4名）の候補者を、第15回日本スポーツグランプリ受賞者として決定する。

なお、表彰式は例年、国民体育大会役員懇談会において実施しているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点と、高齢である受賞者の健康を第一に考えた結果、中止とし、表彰楯は後日郵送する。

#### 2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

代表理事 会長 伊藤 雅俊

#### 3. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年7月16日（木）

#### 4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事 根本 光憲

理事総数 27名

監事総数 3名

令和2年7月8日（水）、代表理事である会長伊藤雅俊が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、

当該提案につき、令和2年7月16日（木）までに理事全員から書面による同意の意思表示と監事全員から書面による異議がない旨の意思表示を得た。

については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（当協会定款第37条）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案）を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年7月16日

代表理事 伊 藤 雅 俊

理 事 根 本 光 憲